

3 その他（1肢につき）

200点

第2節～第4節（略）

第10部 手術

通則

1～3（略）

4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K014-2、K022の1、K031（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K053（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K059の3のイ、K059の4、K133-2、K134-4、K136-2、K169（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K180の3、K181、K181-2、K181-6、K190、K190-2、K190-6、K190-7、K254の1、K259（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K260-2、K268の5、K268の6、K280-2、K281-2、K320-2、K328からK328-3まで、K340-7、K374-2、K394-2、K400の3、K443の3、K444の4、K445-2、K461-2、K462-2、K463-2、K464-2、K474-3の2、K475（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K476（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K514の10、K514-4、K514-6、K520の4、K530-3、K546、K548、K549、K554-2、K555-2、K555-3、K559-3、K562-2、K594の4のロ、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K602-2、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K605-5、K615-2、K616-6、K617-5、K627-2の1及び2、K627-3、K

（新設）

第2節～第4節（略）

第10部 手術

通則

1～3（略）

4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K014-2、K022の1、K059の3のイ、K059の4、K133-2、K136-2、K169（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K190-6、K190-7、K254の1、K260-2、K268の5、K268の6、K280-2、K281-2、K320-2、K328からK328-3まで、K340-7、K400の3、K443の3、K444の4、K461-2、K462-2、K463-2、K464-2、K474-3の2、K475（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K476（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K514の10、K514-4、K514-6、K520の4、K530-3、K546、K548、K549、K554-2、K555-2、K555-3、K559-3、K562-2、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K602-2、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K605-5、K615-2、K617-5、K627-3、K627-4、K636-2、K642-3、K643-2、K647-3、K656-2、K665の2、K668-2、K677の1、K678、K684-2、K695-2、K697-5、K697-7、K699-2、K700-3、K702-2、K703-2、K709-3、K709-5、K716-

627-4、K636-2、K642-3、K643-2、
K647-3、K654-4、K656-2、K665の2
、K668-2、K677の1、K678、K684-2、
K695-2、K697-5、K697-7、K699-2
、K700-3、K702-2、K703-2、K709-
3、K709-5、K709-6、K716-4、K716
-6、K721-4、K730の3、K731の3、K75
4-3、K768、K769-3、K772-3、K773
-3からK773-5まで、K777の1、K780、K7
80-2、K785-2、K792の1、K800-3、K
802-4、K803-2、K803-3、K808の1、
K818（1において別に厚生労働大臣が定める患者に対
して行う場合に限る。）、K819（別に厚生労働大臣が定め
る患者に対して行う場合に限る。）、K819-2（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K8
23-5、K825（別に厚生労働大臣が定める患者に対して
行う場合に限る。）、K830（別に厚生労働大臣が定め
る患者に対して行う場合に限る。）、K841-4、K84
3-2からK843-4まで、K851（1において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K8
58の1、K859（2、4及び5において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K865-2
、K877（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場
合に限る。）、K877-2（別に厚生労働大臣が定める患
者に対して行う場合に限る。）、K879-2、K888（
別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）
並びにK910-2からK910-5までに掲げる手術につ
いては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している
ものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において
行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K546、
K549、K597-3、K597-4、K615-2及び

4、K716-6、K721-4、K730の3、K731
の3、K754-3、K768、K769-3、K772-
3、K773-3からK773-5まで、K777の1、K
780、K780-2、K785-2、K792の1、K8
00-3、K802-4、K803-2、K803-3、K
808の1、K818（1において別に厚生労働大臣が定め
る患者に対して行う場合に限る。）、K819（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K819
-2（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限
る。）、K823-5、K825（別に厚生労働大臣が定め
る患者に対して行う場合に限る。）、K830（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K841
-4、K843-2からK843-4まで、K851（1に
おいて別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限
る。）、K858の1、K859（2、4及び5において別
に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、
K865-2、K877（別に厚生労働大臣が定める患者に
対して行う場合に限る。）、K877-2（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K879-2
、K888（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場
合に限る。）、K910-2及びK910-3に掲げる手術
については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して
いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関にお
いて行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K54
6、K549、K597-3、K597-4、K615-2
及びK636-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣
が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に
届け出ることを要しない。

K636-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け出ることを要しない。

5 区分番号K011、K020、K053、K076、K076-2、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109、K136、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K190-2、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496、K496-3、K497からK498まで、K511、K514、K518、K519、K525、K526の2、K527、K529、K529-3、K531、K537、K546、K547、K549、K552、K552-2、K594-2、K595、K597、K597-2、K645、K677、K677-2、K695（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K695-2、K702、K703、K703-2、K710-2、K719-6、K732-2、K756（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K764、K765、K779、K780、K780-2、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K843、K850、K857、K859（1を除く。）、K863-3、K889及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則第4号に掲げる手術を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

5 区分番号K011、K020、K053、K076、K076-2、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109、K136、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K190-2、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496、K496-3、K497からK498まで、K511、K514、K518、K519、K525、K526の2、K527、K529、K529-3、K531、K537、K546、K547、K549、K552、K552-2、K594-2、K595、K597、K597-2、K645、K677、K677-2、K695（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K695-2、K702、K703、K703-2、K756（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K764、K765、K779、K779-3、K780、K780-2、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K843、K850、K857、K859（1を除く。）、K863-3、K889及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則4に掲げる手術を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

6 区分番号K528、K528-3、K535、K570-4、K583、K586の3、K587、K684、K684-2、K695、K751の3及び4、K751-2、K756並びにK773に掲げる手術（1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

7 区分番号K002、K138、K142の6、K145、K147、K149、K149-2、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK281まで、K282、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K399、K403、K425からK426-2まで、K501からK501-3まで、K511の3、K513、K519、K522、K528、K528-3、K534-3、K535、K554からK558まで、K562からK587まで、K589からK591まで、K601、K603-2、K610の1、K616-3、K625、K633の4及び5、K634、K635-3、K636、K636-3、K636-4、K639、K644、K647、K664、K666、K666-2、K667-2、K674、K674-2、K681、K684、K684-2、K697-5、K714、K714-2、K716の1、K716-2、K717、K725からK726-2まで、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K745、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K773、K773-5、K775、K804、K805からK805-3まで、K812-2

6 区分番号K528、K528-3、K535、K583、K586の3、K587、K684、K684-2、K695、K751の3及び4、K751-2、K756並びにK773に掲げる手術（1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

7 区分番号K138、K142の6、K145、K147、K149、K149-2、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK281まで、K282、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K425からK426-2まで、K511の3、K513、K519、K528、K528-3、K534-3、K535、K554からK558まで、K562からK572まで、K573の2、K574からK587まで、K589からK591まで、K601、K603-2、K610の1、K616-3、K633の4及び5、K634、K635-3、K636、K639、K644、K664、K666、K666-2、K674、K674-2、K684、K684-2、K697-5、K716の1、K716-2、K717、K726、K726-2、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K775、K805からK805-3まで、K812-2並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児（手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の4

、K 8 3 8並びにK 9 1 3に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児（手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。

8 （略）

9 区分番号K 2 9 3、K 2 9 4、K 3 1 4、K 3 4 3、K 3 7 4、K 3 7 4-2、K 3 7 6、K 3 9 4、K 3 9 4-2、K 4 1 0、K 4 1 2、K 4 1 5、K 4 2 2、K 4 2 4、K 4 2 5、K 4 3 9、K 4 4 2の2及び3、K 4 5 5、K 4 5 8、K 4 6 3の1及び3並びにK 4 6 3-2に掲げる手術については、区分番号K 4 6 9に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。

10～17 （略）

18 区分番号K 5 0 2-5、K 5 0 4-2、K 5 1 3-2、K 5 1 4-2の2、K 5 1 4-2の3、K 5 2 9-2、K 5 2 9-3、K 5 5 4-2、K 6 5 5-2、K 6 5 5-5、K 6 5 7-2、K 7 0 2-2、K 7 0 3-2、K 7 4 0-2、K 7 7 8-2、K 8 0 3-2、K 8 6 5-2、K 8 7 7-2及びK 8 7 9-2（子宮体がんに限る。）に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる。

19 区分番号K 4 7 5及びK 8 8 8に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において遺伝性乳癌卵巣癌患者に対して行った場合においても算定できる。

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

00又は100分の300に相当する点数を加算する。

8 （略）

9 区分番号K 2 9 3、K 2 9 4、K 3 1 4、K 3 4 3、K 3 7 4、K 3 7 6、K 3 9 4、K 4 1 0、K 4 1 2、K 4 1 5、K 4 2 2、K 4 2 4、K 4 2 5、K 4 3 9、K 4 4 2の2及び3、K 4 5 5、K 4 5 8、K 4 6 3並びにK 4 6 3-2に掲げる手術については、区分番号K 4 6 9に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。

10～17 （略）

18 K 5 0 4-2、K 5 1 3-2、K 5 1 4-2の3、K 5 2 9-2、K 5 5 4-2、K 6 5 5-2、K 6 5 5-5、K 6 5 7-2、K 7 4 0-2、K 8 0 3-2、K 8 7 7-2及びK 8 7 9-2（子宮体がんに限る。）に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる。

（新設）

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K 0 0 0 ・ K 0 0 0 - 2 (略)

K 0 0 1 皮膚切開術

1 長径10センチメートル未満 570点

2 長径10センチメートル以上20センチメートル未満 990点

3 長径20センチメートル以上 1,770点

K 0 0 2 デブリードマン

1 100平方センチメートル未満 1,260点

2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 4,300点

3 3,000平方センチメートル以上 10,030点

注1 熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合又はA群溶連菌感染症に伴う壊死性筋膜炎の場合においては、5回に限り算定する。

2～4 (略)

K 0 0 3～K 0 0 7 - 2 (略)

K 0 0 7 - 3 放射線治療用合成吸収性材料留置術 14,290点

K 0 0 8 (略)

(形成)

K 0 0 9 皮膚剥削術

1 25平方センチメートル未満 1,810点

2～4 (略)

K 0 1 0～K 0 1 6 (略)

K 0 1 7 遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)

1 乳房再建術の場合 89,880点

2 その他の場合 94,460点

K 0 1 8 ・ K 0 1 9 (略)

K 0 2 0 自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)
) 131,310点

区分

(皮膚、皮下組織)

K 0 0 0 ・ K 0 0 0 - 2 (略)

K 0 0 1 皮膚切開術

1 長径10センチメートル未満 470点

2 長径10センチメートル以上20センチメートル未満 820点

3 長径20センチメートル以上 1,470点

K 0 0 2 デブリードマン

1 100平方センチメートル未満 1,020点

2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 3,580点

3 3,000平方センチメートル以上 10,030点

注1 熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合においては、5回に限り算定する。

2～4 (略)

K 0 0 3～K 0 0 7 - 2 (略)

(新設)

K 0 0 8 (略)

(形成)

K 0 0 9 皮膚剥削術

1 25平方センチメートル未満 1,490点

2～4 (略)

K 0 1 0～K 0 1 6 (略)

K 0 1 7 遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)

1 乳房再建術の場合 87,880点

2 その他の場合 92,460点

K 0 1 8 ・ K 0 1 9 (略)

K 0 2 0 自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)
) 127,310点

K021～K022-2 (略)
第2款 筋骨格系・四肢・体幹

区分

(筋膜、筋、^{けん}腱、^{けんしやう}腱鞘)

K023・K024 (略)

K025 股関節内転筋切離術 6,370点

K026～K028 (略)

K029 筋肉内異物摘出術 3,440点

K030 (略)

K031 四肢・^く躯幹軟部悪性腫瘍手術
1・2 (略)

注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算する。

K032～K036 (略)

K037 ^{けん}腱縫合術 (略)

注 前腕から手根部の2指以上の腱縫合を実施した場合は、複数縫合加算として1指を追加するごとに所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は1側当たり3指を超えないものとする。

K037-2～K041 (略)
(四肢骨)

K042～K044 (略)

K045 骨折経皮的鋼線刺入固定術
1・2 (略)
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他

1,990点

K046～K049 (略)

K050 腐骨摘出術
1・2 (略)

K021～K022-2 (略)
第2款 筋骨格系・四肢・体幹

区分

(筋膜、筋、^{けん}腱、^{けんしやう}腱鞘)

K023・K024 (略)

K025 股関節内転筋切離術 5,290点

K026～K028 (略)

K029 筋肉内異物摘出術 2,840点

K030 (略)

K031 四肢・^く躯幹軟部悪性腫瘍手術
1・2 (略)

(新設)

K032～K036 (略)

K037 ^{けん}腱縫合術 (略)

(新設)

K037-2～K041 (略)
(四肢骨)

K042～K044 (略)

K045 骨折経皮的鋼線刺入固定術
1・2 (略)
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他

1,660点

K046～K049 (略)

K050 腐骨摘出術
1・2 (略)

3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	4,100点
K051～K052-3 (略)	
K053 骨悪性腫瘍手術	
1・2 (略)	
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	(略)
注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算する。	
K054 骨切り術	
1～3 (略)	
注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正することを目的とする骨切り術において、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点を所定点数に加算する。	
K055～K056-2 (略)	
K057 変形治癒骨折矯正手術	
1～3 (略)	
注 上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点を所定点数に加算する。	
K058～K060-3 (略)	
K061 関節脱臼非観血的整復術	
1 肩、股、膝	1,800点
2 胸鎖、肘、手、足	1,560点
3 肩鎖、指(手、足)、小児肘内障	960点
K062～K074-2 (略)	
K075 非観血的関節授動術	
1 肩、股、膝	1,590点
2・3 (略)	

3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,420点
K051～K052-3 (略)	
K053 骨悪性腫瘍手術	
1・2 (略)	
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	(略)
(新設)	
K054 骨切り術	
1～3 (略)	
注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正することを目的とする骨切り術において、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、6,000点を所定点数に加算する。	
K055～K056-2 (略)	
K057 変形治癒骨折矯正手術	
1～3 (略)	
注 上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、6,000点を所定点数に加算する。	
K058～K060-3 (略)	
K061 関節脱臼非観血的整復術	
1 肩、股、膝	1,500点
2 胸鎖、肘、手、足	1,300点
3 肩鎖、指(手、足)、小児肘内障	800点
K062～K074-2 (略)	
K075 非観血的関節授動術	
1 肩、股、膝	1,320点
2・3 (略)	

K 0 7 6 ~ K 0 7 9 (略)	
K 0 7 9 - 2 関節鏡下靭帯断裂形成手術	
1 ~ 4 (略)	
注 1 について、前十字靭帯及び後十字靭帯に対して一期的に形成術を実施した場合は、一期的靭帯形成加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
K 0 8 0 ~ K 0 8 2 - 4 (略)	
K 0 8 2 - 5 人工距骨全置換術	27,210点
K 0 8 2 - 6 人工股関節摺動面交換術	25,000点
K 0 8 3 鋼線等による直達牽引(初日。観血的に行った場合の手技料を含む。)(1局所につき)	3,620点
注 (略)	
K 0 8 3 - 2 (略)	
(四肢切断、離断、再接合)	
K 0 8 4 四肢切断術(上腕、前腕、手、大腿、下腿、足)	24,320点
(削除)	
(削除)	
K 0 8 4 - 2 ~ K 0 8 8 (略)	
(手、足)	
K 0 8 9 爪甲除去術	770点
K 0 9 0 ひょう疽手術	
1 軟部組織のもの	1,190点
2 (略)	
K 0 9 0 - 2 ~ K 1 1 1 (略)	
(脊柱、骨盤)	
K 1 1 2 ~ K 1 3 3 (略)	
K 1 3 3 - 2 後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)	78,500点
K 1 3 4 ・ K 1 3 4 - 2 (略)	

K 0 7 6 ~ K 0 7 9 (略)	
K 0 7 9 - 2 関節鏡下靭帯断裂形成手術	
1 ~ 4 (略)	
(新設)	
K 0 8 0 ~ K 0 8 2 - 4 (略)	
(新設)	
(新設)	
K 0 8 3 鋼線等による直達牽引(初日。観血的に行った場合の手技料を含む。)(1局所につき)	3,010点
注 (略)	
K 0 8 3 - 2 (略)	
(四肢切断、離断、再接合)	
K 0 8 4 四肢切断術	
1 上腕、前腕、手、大腿、下腿、足	24,320点
2 指(手、足)	3,330点
K 0 8 4 - 2 ~ K 0 8 8 (略)	
(手、足)	
K 0 8 9 爪甲除去術	640点
K 0 9 0 ひょう疽手術	
1 軟部組織のもの	990点
2 (略)	
K 0 9 0 - 2 ~ K 1 1 1 (略)	
(脊柱、骨盤)	
K 1 1 2 ~ K 1 3 3 (略)	
K 1 3 3 - 2 後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)	69,000点
K 1 3 4 ・ K 1 3 4 - 2 (略)	

<u>K 1 3 4 - 3</u> 人工椎間板置換術（頸椎）	<u>36,780点</u>
注 2の椎間板の置換を行う場合には、2椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
<u>K 1 3 4 - 4</u> 椎間板内酵素注入療法	<u>5,350点</u>
K 1 3 5 ~ K 1 4 4 (略)	
第3款 神経系・頭蓋	
通則 (略)	
区分	
(頭蓋、脳)	
K 1 4 5 ^{せん} 穿頭脳室ドレナージ術	<u>2,330点</u>
K 1 4 6・K 1 4 7 (略)	
<u>K 1 4 7 - 2</u> 頭蓋内モニタリング装置挿入術	<u>6,310点</u>
K 1 4 8 ~ K 1 5 4 - 3 (略)	
<u>K 1 5 4 - 4</u> 集束超音波による機能的定位脳手術	<u>105,000点</u>
K 1 5 5 ~ K 1 6 8 (略)	
K 1 6 9 頭蓋内腫瘍摘出術	
1・2 (略)	
注1 (略)	
2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザーを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、 <u>18,000点</u> を所定点数に加算する。	
K 1 7 0 (略)	
K 1 7 1 経鼻的下垂体腫瘍摘出術	<u>87,200点</u>
K 1 7 1 - 2 内視鏡下経鼻の腫瘍摘出術	
1 下垂体腫瘍	<u>110,970点</u>
2 頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く。）	
	<u>126,120点</u>

(新設)	
(新設)	
K 1 3 5 ~ K 1 4 3 (略)	
第3款 神経系・頭蓋	
通則 (略)	
区分	
(頭蓋、脳)	
K 1 4 5 ^{せん} 穿頭脳室ドレナージ術	<u>1,940点</u>
K 1 4 6・K 1 4 7 (略)	
(新設)	
K 1 4 8 ~ K 1 5 4 - 3 (略)	
(新設)	
K 1 5 5 ~ K 1 6 8 (略)	
K 1 6 9 頭蓋内腫瘍摘出術	
1・2 (略)	
注1 (略)	
2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザーを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、 <u>12,000点</u> を所定点数に加算する。	
K 1 7 0 (略)	
K 1 7 1 経鼻的下垂体腫瘍摘出術	<u>83,700点</u>
K 1 7 1 - 2 内視鏡下経鼻の腫瘍摘出術	
1 下垂体腫瘍	<u>108,470点</u>
2 頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く。）	
	<u>123,620点</u>

K 1 7 2 脳動静脈奇形摘出術	
1 単純なもの	141,830点
2 複雑なもの	179,830点
K 1 7 3～K 1 8 1-5 (略)	
<u>K 1 8 1-6 頭蓋内電極植込術</u>	
1 硬膜下電極によるもの	65,100点
2 脳深部電極によるもの	
イ 7本未満の電極による場合	71,350点
ロ 7本以上の電極による場合	96,850点
(脊髄、末梢神経、交感神経)	
K 1 8 2～K 1 9 0-4 (略)	
K 1 9 0-5 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填注 (略)	780点
K 1 9 0-6～K 1 9 8 (略)	
第4款 眼	
区分	
(涙道)	
K 1 9 9 涙点、涙小管形成術	660点
K 2 0 0 涙嚢切開術	830点
K 2 0 0-2 涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	760点
K 2 0 1～K 2 0 6 (略)	
(眼瞼)	
K 2 0 7・K 2 0 8 (略)	
K 2 0 9 眼瞼膿瘍切開術	570点
K 2 0 9-2 外眦切開術	570点
K 2 1 0～K 2 1 2 (略)	
K 2 1 3 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	440点
K 2 1 4 霰粒腫摘出術	700点
K 2 1 5 瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出)	1,730点

K 1 7 2 脳動静脈奇形摘出術	149,830点
(新設)	
(新設)	
K 1 7 3～K 1 8 1-5 (略)	
(新設)	
(脊髄、末梢神経、交感神経)	
K 1 8 2～K 1 9 0-4 (略)	
K 1 9 0-5 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填注 (略)	650点
K 1 9 0-6～K 1 9 8 (略)	
第4款 眼	
区分	
(涙道)	
K 1 9 9 涙点、涙小管形成術	550点
K 2 0 0 涙嚢切開術	690点
K 2 0 0-2 涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	630点
K 2 0 1～K 2 0 6 (略)	
(眼瞼)	
K 2 0 7・K 2 0 8 (略)	
K 2 0 9 眼瞼膿瘍切開術	470点
K 2 0 9-2 外眦切開術	470点
K 2 1 0～K 2 1 2 (略)	
K 2 1 3 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	360点
K 2 1 4 霰粒腫摘出術	580点
K 2 1 5 瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出)	1,440点

K 2 1 5 - 2 ・ K 2 1 6 (略)	
K 2 1 7 眼瞼内反症手術	
1 縫合法	1,990点
2 皮膚切開法	2,590点
K 2 1 8 ・ K 2 1 9 (略)	
(結膜)	
K 2 2 0 (略)	
K 2 2 1 結膜結石除去術	
1 (略)	
2 多数のもの (1眼瞼ごと)	(略)
K 2 2 2 結膜下異物除去術	470点
K 2 2 3 ~ K 2 2 5 - 3 (略)	
(眼窩、涙腺)	
K 2 2 6 ~ K 2 3 7 (略)	
(眼球、眼筋)	
K 2 3 8 ~ K 2 4 5 (略)	
(角膜、強膜)	
K 2 4 6 角膜・強膜縫合術	3,580点
K 2 4 7 ~ K 2 4 8 - 2 (略)	
K 2 4 9 角膜潰瘍搔爬術、角膜潰瘍焼灼術	1,190点
K 2 5 0 ~ K 2 5 8 (略)	
K 2 5 9 角膜移植術	52,600点
注1 レーザーによる場合は、レーザー使用加算として、所定点数に5,500点を加算する。	
2 内皮移植による角膜移植を実施した場合は、 <u>内皮移植加算として、8,000点を所定点数に加算する。</u>	
K 2 6 0 ~ K 2 6 2 (略)	
(ぶどう膜)	
K 2 6 3 及び K 2 6 4 ~ K 2 7 7 - 2 (略)	
(水晶体、硝子体)	

K 2 1 5 - 2 ・ K 2 1 6 (略)	
K 2 1 7 眼瞼内反症手術	
1 縫合法	1,660点
2 皮膚切開法	2,160点
K 2 1 8 ・ K 2 1 9 (略)	
(結膜)	
K 2 2 0 (略)	
K 2 2 1 結膜結石除去術	
1 (略)	
2 多数のもの	(略)
K 2 2 2 結膜下異物除去術	390点
K 2 2 3 ~ K 2 2 5 - 3 (略)	
(眼窩、涙腺)	
K 2 2 6 ~ K 2 3 7 (略)	
(眼球、眼筋)	
K 2 3 8 ~ K 2 4 5 (略)	
(角膜、強膜)	
K 2 4 6 角膜・強膜縫合術	2,980点
K 2 4 7 ~ K 2 4 8 - 2 (略)	
K 2 4 9 角膜潰瘍搔爬術、角膜潰瘍焼灼術	990点
K 2 5 0 ~ K 2 5 8 (略)	
K 2 5 9 角膜移植術	54,800点
注 レーザーによる場合は、レーザー使用加算として、所定点数に5,500点を加算する。	
(新設)	
K 2 6 0 ~ K 2 6 2 (略)	
(ぶどう膜)	
K 2 6 3 及び K 2 6 4 ~ K 2 7 7 - 2 (略)	
(水晶体、硝子体)	

K 2 7 8 硝子体注入・吸引術	<u>2,280点</u>
K 2 7 9～K 2 8 1-2 (略)	
K 2 8 2 水晶体再建術	
1～3 (略)	
注1 (略)	
2 <u>1のイについて、水晶体偏位又は眼内レンズ偏位の患者に対して、高次収差解析を行った場合は、手術の前後それぞれ1回に限り、高次収差解析加算として、150点を所定点数に加算する。</u>	
K 2 8 2-2～K 2 8 4 (略)	
第5款 耳鼻咽喉	
区分	
(外耳)	
K 2 8 5 耳介血腫開窓術	<u>460点</u>
K 2 8 6 外耳道異物除去術	
1 単純なもの	<u>260点</u>
2 複雑なもの	<u>850点</u>
K 2 8 7・K 2 8 8 (略)	
K 2 8 9 耳茸 ^{じょう} 摘出術	<u>1,000点</u>
K 2 9 0～K 2 9 1 (略)	
K 2 9 2 外耳道腫瘍摘出術 (外耳道真珠腫手術を含む。)	
	<u>7,600点</u>
K 2 9 3～K 2 9 9 (略)	
(中耳)	
K 3 0 0 鼓膜切開術	<u>830点</u>
K 3 0 1～K 3 1 0 (略)	
K 3 1 1 鼓膜穿孔閉鎖術 (一連につき)	<u>1,900点</u>
K 3 1 2～K 3 2 0-2 (略)	
(内耳)	
K 3 2 1～K 3 2 8-3 (略)	

K 2 7 8 硝子体注入・吸引術	<u>1,900点</u>
K 2 7 9～K 2 8 1-2 (略)	
K 2 8 2 水晶体再建術	
1～3 (略)	
注 (略)	
(新設)	
K 2 8 2-2～K 2 8 4 (略)	
第5款 耳鼻咽喉	
区分	
(外耳)	
K 2 8 5 耳介血腫開窓術	<u>380点</u>
K 2 8 6 外耳道異物除去術	
1 単純なもの	<u>220点</u>
2 複雑なもの	<u>710点</u>
K 2 8 7・K 2 8 8 (略)	
K 2 8 9 耳茸 ^{じょう} 摘出術	<u>830点</u>
K 2 9 0～K 2 9 1 (略)	
K 2 9 2 外耳道腫瘍摘出術 (外耳道真珠腫手術を含む。)	
	<u>6,330点</u>
K 2 9 3～K 2 9 9 (略)	
(中耳)	
K 3 0 0 鼓膜切開術	<u>690点</u>
K 3 0 1～K 3 1 0 (略)	
K 3 1 1 鼓膜穿孔閉鎖術 (一連につき)	<u>1,580点</u>
K 3 1 2～K 3 2 0-2 (略)	
(内耳)	
K 3 2 1～K 3 2 8-3 (略)	

(鼻)

K 3 2 9・K 3 3 0 (略)	
K 3 3 1 鼻腔粘膜焼灼術	1,080点
K 3 3 1-2 下甲介粘膜焼灼術	1,080点
K 3 3 1-3~K 3 3 3-2 (略)	
K 3 3 3-3 鼻骨骨折徒手整復術	1,970点
K 3 3 4・K 3 3 4-2 (略)	
K 3 3 5 鼻中隔骨折観血的手術	3,940点
K 3 3 5-2~K 3 3 7 (略)	
K 3 3 8 鼻甲介切除術	
1 高周波電気凝固法によるもの	1,080点
2 その他のもの	3,320点
K 3 3 8-2 (略)	
K 3 3 9 粘膜下鼻甲介骨切除術	4,260点
K 3 4 0 鼻茸摘出術	1,310点
K 3 4 0-2~K 3 4 7-3 (略)	
K 3 4 7-4 内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型(粘膜手術)	2,440点
K 3 4 7-5 内視鏡下鼻腔手術Ⅰ型(下鼻甲介手術)	7,940点
K 3 4 7-6・K 3 4 7-7 (略)	
(副鼻腔)	
K 3 4 8及びK 3 4 9~K 3 6 6 (略)	
(咽頭、扁桃)	
K 3 6 7・K 3 6 8 (略)	
K 3 6 9 咽頭異物摘出術	
1 簡単なもの	500点
2 (略)	
K 3 7 0~K 3 7 4 (略)	
K 3 7 4-2 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)	38,740点
K 3 7 5~K 3 7 6 (略)	

(鼻)

K 3 2 9~K 3 3 0 (略)	
K 3 3 1 鼻腔粘膜焼灼術	900点
K 3 3 1-2 下甲介粘膜焼灼術	900点
K 3 3 1-3~K 3 3 3-2 (略)	
K 3 3 3-3 鼻骨骨折徒手整復術	1,640点
K 3 3 4~K 3 3 4-2 (略)	
K 3 3 5 鼻中隔骨折観血的手術	3,280点
K 3 3 5-2~K 3 3 7 (略)	
K 3 3 8 鼻甲介切除術	
1 高周波電気凝固法によるもの	900点
2 その他のもの	2,770点
K 3 3 8-2 (略)	
K 3 3 9 粘膜下鼻甲介骨切除術	3,550点
K 3 4 0 鼻茸摘出術	1,090点
K 3 4 0-2~K 3 4 7-3 (略)	
K 3 4 7-4 内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型(粘膜手術)	2,030点
K 3 4 7-5 内視鏡下鼻腔手術Ⅰ型(下鼻甲介手術)	6,620点
K 3 4 7-6・K 3 4 7-7 (略)	
(副鼻腔)	
K 3 4 8及びK 3 4 9~K 3 6 6 (略)	
(咽頭、扁桃)	
K 3 6 7~K 3 6 8 (略)	
K 3 6 9 咽頭異物摘出術	
1 簡単なもの	420点
2 (略)	
K 3 7 0~K 3 7 4 (略)	
(新設)	
K 3 7 5~K 3 7 6 (略)	

K 3 7 7	口蓋扁桃手術	
1	切除	<u>1,720点</u>
2	(略)	
K 3 7 8 ~ K 3 8 5	(略)	
K 3 8 6	気管切開術	<u>3,080点</u>
K 3 8 6 - 2	輪状甲状靱帯切開術	<u>1,970点</u>
K 3 8 7 ~ K 3 9 4	(略)	
K 3 9 4 - 2	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	
1	切除	<u>42,200点</u>
2	全摘	<u>67,200点</u>
K 3 9 5	(略)	
K 3 9 6	気管切開孔閉鎖術	<u>1,250点</u>
K 3 9 6 - 2 ~ K 4 0 3 - 2	(略)	
	第6款 顔面・口腔・頸部	
区分		
	(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)	
K 4 0 4	抜歯手術 (1歯につき)	
1	乳歯	130点
2	前歯	155点
3	臼歯	265点
4	埋伏歯	<u>1,054点</u>
注1	2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点を所定点数に加算する。	
2	4については、完全埋伏歯(骨性)又は水平埋伏智歯に限り算定する。	
3	4については、下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合は、 <u>120点</u> を所定点数に加算する。	
4	抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、	

K 3 7 7	口蓋扁桃手術	
1	切除	<u>1,430点</u>
2	(略)	
K 3 7 8 ~ K 3 8 5	(略)	
K 3 8 6	気管切開術	<u>2,570点</u>
	(新設)	
K 3 8 7 ~ K 3 9 4	(略)	
	(新設)	
K 3 9 5	(略)	
K 3 9 6	気管切開孔閉鎖術	<u>1,040点</u>
K 3 9 6 - 2 ~ K 4 0 3 - 2	(略)	
	第6款 顔面・口腔・頸部	
区分		
	(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)	
K 4 0 4	抜歯手術 (1歯につき)	
1	乳歯	130点
2	前歯	155点
3	臼歯	265点
4	埋伏歯	<u>1,050点</u>
注1	2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点を所定点数に加算する。	
2	4については、完全埋伏歯(骨性)又は水平埋伏智歯に限り算定する。	
3	4については、下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合は、 <u>100点</u> を所定点数に加算する。	
4	抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、	

所定点数に含まれる。

K 4 0 5 ~ K 4 2 0 (略)	
(顔面)	
K 4 2 1 ~ K 4 2 6 - 2 (略)	
(顔面骨、顎関節)	
K 4 2 7 ~ K 4 3 8 (略)	
K 4 3 9 下顎骨悪性腫瘍手術	
1 (略)	
<u>2 切断(おとがい部を含むもの)</u>	<u>79,270点</u>
<u>3 切断(その他のもの)</u>	(略)
K 4 4 0 ~ K 4 4 5 (略)	
<u>K 4 4 5 - 2 顎関節人工関節全置換術</u>	<u>59,260点</u>
K 4 4 6 顎関節授動術	
1 徒手的授動術	
<u>イ 単独の場合</u>	<u>440点</u>
<u>ロ・ハ</u> (略)	
2・3 (略)	
K 4 4 7 ~ K 4 6 2 - 2 (略)	
K 4 6 3 甲状腺悪性腫瘍手術	
1 <u>切除(頸部外側区域郭清を伴わないもの)</u>	(略)
<u>2 切除(頸部外側区域郭清を伴うもの)</u>	
	<u>26,180点</u>
<u>3 全摘及び亜全摘(頸部外側区域郭清を伴わないもの)</u>	(略)
<u>4 全摘及び亜全摘(片側頸部外側区域郭清を伴うもの)</u>	<u>35,790点</u>
<u>5 全摘及び亜全摘(両側頸部外側区域郭清を伴うもの)</u>	<u>36,790点</u>
K 4 6 3 - 2 ~ K 4 6 5 (略)	
(その他の頸部)	

所定点数に含まれる。

K 4 0 5 ~ K 4 2 0 (略)	
(顔面)	
K 4 2 1 ~ K 4 2 6 - 2 (略)	
(顔面骨、顎関節)	
K 4 2 7 ~ K 4 3 8 (略)	
K 4 3 9 下顎骨悪性腫瘍手術	
1 (略)	
(新設)	
<u>2 切断</u>	(略)
K 4 4 0 ~ K 4 4 5 (略)	
(新設)	
K 4 4 6 顎関節授動術	
1 徒手的授動術	
(新設)	
<u>イ・ロ</u> (略)	
2・3 (略)	
K 4 4 7 ~ K 4 6 2 - 2 (略)	
K 4 6 3 甲状腺悪性腫瘍手術	
1 切除	(略)
(新設)	
<u>2 全摘及び亜全摘</u>	(略)
(新設)	
(新設)	
K 4 6 3 - 2 ~ K 4 6 5 (略)	
(その他の頸部)	

K 4 6 6 ~ K 4 7 1 (略)

第7款 胸部

区分

(乳腺)

K 4 7 2 乳腺膿瘍切開術 980点

K 4 7 3 (略)

K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術
1 長径5センチメートル未満 3,190点
2 (略)

K 4 7 4 - 2 ~ K 4 7 5 (略)

K 4 7 5 - 2 乳癌^{がん}冷凍凝固摘出術 8,690点

K 4 7 6 ~ K 4 7 6 - 4 (略)

(胸壁)

K 4 7 7 ~ K 4 8 6 (略)

K 4 8 7 漏斗胸手術
1 ~ 3 (略)
4 胸骨^{くわう}挙上用固定具拔去術 5,680点
(胸腔、胸膜)

K 4 8 8 ~ K 4 9 6 - 4 (略)

K 4 9 6 - 5 経皮的膿胸ドレナージ術 5,400点

注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 4 9 7 ~ K 5 0 1 - 3 (略)

(縦隔)

K 5 0 2 ~ K 5 0 2 - 3 (略)

K 5 0 2 - 4 拡大胸腺摘出術 36,000点

注 (略)

K 5 0 2 - 5 ~ K 5 0 4 - 2 (略)

(気管支、肺)

K 5 0 5 及び K 5 0 6 ~ K 5 0 8 (略)

K 5 0 8 - 2 気管・気管支ステント留置術

K 4 6 6 ~ K 4 7 1 (略)

第7款 胸部

区分

(乳腺)

K 4 7 2 乳腺膿瘍切開術 820点

K 4 7 3 (略)

K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術
1 長径5センチメートル未満 2,660点
2 (略)

K 4 7 4 - 2 ~ K 4 7 5 (略)

K 4 7 5 - 2 乳癌^{がん}冷凍凝固摘出術 7,240点

K 4 7 6 ~ K 4 7 6 - 4 (略)

(胸壁)

K 4 7 7 ~ K 4 8 6 (略)

K 4 8 7 漏斗胸手術
1 ~ 3 (略)
(新設)
(胸腔、胸膜)

K 4 8 8 ~ K 4 9 6 - 4 (略)

(新設)

K 4 9 7 ~ K 5 0 1 - 3 (略)

(縦隔)

K 5 0 2 ~ K 5 0 2 - 3 (略)

K 5 0 2 - 4 拡大胸腺摘出術 33,870点

注 (略)

K 5 0 2 - 5 ~ K 5 0 4 - 2 (略)

(気管支、肺)

K 5 0 5 及び K 5 0 6 ~ K 5 0 8 (略)

K 5 0 8 - 2 気管・気管支ステント留置術

1 硬性鏡によるもの	11,400点
2 (略)	
K 5 0 8 - 3 ~ K 5 1 2 (略)	
K 5 1 3 胸腔鏡下肺切除術	
1 (略)	
2 部分切除	45,300点
3 区域切除	72,600点
4 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	81,000点
K 5 1 3 - 2 ~ K 5 1 4 - 3 (略)	
K 5 1 4 - 4 同種死体肺移植術	(略)
注1 (略)	
2 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
3 両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。	
K 5 1 4 - 5 (略)	
K 5 1 4 - 6 生体部分肺移植術	(略)
注1・2 (略)	
3 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
4 両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。	
K 5 1 5 ~ K 5 1 9 (略)	
(食道)	
K 5 2 0 ~ K 5 2 3 (略)	
K 5 2 3 - 2 硬性内視鏡下食道異物摘出術	(略)
注 硬性内視鏡下食道異物摘出術と併せて行った、区分番号K 3 6 9に掲げる咽頭異物摘出術(2に限る。)及び区分番号K 6 5 3 - 3に掲げる内視	

1 硬性鏡によるもの	9,400点
2 (略)	
K 5 0 8 - 3 ~ K 5 1 2 (略)	
K 5 1 3 胸腔鏡下肺切除術	
1 (略)	
2 その他のもの	58,950点
(新設)	
(新設)	
K 5 1 3 - 2 ~ K 5 1 4 - 3 (略)	
K 5 1 4 - 4 同種死体肺移植術	(略)
注1 (略)	
(新設)	
2 両側肺を移植した場合は、45,000点を所定点数に加算する。	
K 5 1 4 - 5 (略)	
K 5 1 4 - 6 生体部分肺移植術	(略)
注1・2 (略)	
(新設)	
3 両側肺を移植した場合は、45,000点を所定点数に加算する。	
K 5 1 5 ~ K 5 1 9 (略)	
(食道)	
K 5 2 0 ~ K 5 2 3 (略)	
K 5 2 3 - 2 硬性内視鏡下食道異物摘出術	(略)
注 硬性内視鏡下食道異物摘出術と併せて行った、区分番号K 3 6 9に掲げる咽頭異物摘出術(2に限る。)及びK 6 5 3 - 3に掲げる内視鏡的食道	

鏡的食道及び胃内異物摘出術の費用は所定点数に含まれる。	
K 5 2 4～K 5 2 6 - 3 (略)	
K 5 2 6 - 4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法	<u>22,100点</u>
K 5 2 7 (略)	
<u>K 5 2 7 - 2 食道切除術 (単に切除のみのもの)</u>	<u>46,100点</u>
K 5 2 8～K 5 2 9 (略)	
K 5 2 9 - 2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	<u>133,240点</u>
2 胸部、腹部の操作によるもの	<u>109,190点</u>
注 (略)	
K 5 2 9 - 3～K 5 3 4 - 3 (略)	
<u>K 5 3 4 - 4 腹腔鏡下横隔膜電極植込術</u>	<u>42,180点</u>
K 5 3 5～K 5 3 7 - 2 (略)	
第8款 心・脈管	
区分	
(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)	
K 5 3 8～K 5 4 5 (略)	
K 5 4 6 経皮的冠動脈形成術	
1 急性心筋梗塞に対するもの	<u>36,000点</u>
2・3 (略)	
注 (略)	
K 5 4 7～K 5 5 5 (略)	
K 5 5 5 - 2 経カテーテル大動脈弁置換術	
1 (略)	
2 経皮的大動脈弁置換術	<u>39,060点</u>
注 (略)	
K 5 5 5 - 3～K 5 7 0 - 3 (略)	
<u>K 5 7 0 - 4 経皮的肺動脈穿通・拡大術</u>	<u>35,080点</u>
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しな	

及び胃内異物摘出術の費用は所定点数に含まれる。	
K 5 2 4～K 5 2 6 - 3 (略)	
K 5 2 6 - 4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法	<u>14,510点</u>
K 5 2 7 (略)	
(新設)	
K 5 2 8～K 5 2 9 (略)	
K 5 2 9 - 2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	<u>125,240点</u>
2 胸部、腹部の操作によるもの	<u>104,190点</u>
注 (略)	
K 5 2 9 - 3～K 5 3 4 - 3 (略)	
(新設)	
K 5 3 5～K 5 3 7 - 2 (略)	
第8款 心・脈管	
区分	
(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)	
K 5 3 8～K 5 4 5 (略)	
K 5 4 6 経皮的冠動脈形成術	
1 急性心筋梗塞に対するもの	<u>32,000点</u>
2・3 (略)	
注 (略)	
K 5 4 7～K 5 5 5 (略)	
K 5 5 5 - 2 経カテーテル大動脈弁置換術	
1 (略)	
2 経皮的大動脈弁置換術	<u>37,560点</u>
注 (略)	
K 5 5 5 - 3～K 5 7 0 - 3 (略)	
(新設)	

<u>い。</u>	
K 5 7 1 ~ K 5 7 4 - 2 (略)	
<u>K 5 7 4 - 3 経皮的卵円孔開存閉鎖術</u>	<u>31,850点</u>
K 5 7 5 ~ K 5 9 3 (略)	
K 5 9 4 不整脈手術	
1 ~ 3 (略)	
4 <u>左心耳閉鎖術</u>	
<u>イ 開胸手術によるもの</u>	<u>37,800点</u>
<u>ロ 経カテーテル的手術によるもの</u>	<u>34,930点</u>
<u>注 4のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合であって、区分番号K 5 5 2、K 5 5 2 - 2、K 5 5 4、K 5 5 5、K 5 5 7からK 5 5 7 - 3まで、K 5 6 0及びK 5 9 4の3に掲げる手術と併せて実施した場合に限り算定する。</u>	
K 5 9 4 - 2 ~ K 5 9 7 - 4 (略)	
K 5 9 8 両心室ペースメーカー移植術	
1 <u>心筋電極の場合</u>	<u>31,510点</u>
2 <u>経静脈電極の場合</u>	<u>31,510点</u>
K 5 9 8 - 2 両心室ペースメーカー交換術	
1 <u>心筋電極の場合</u>	<u>5,000点</u>
2 <u>経静脈電極の場合</u>	<u>5,000点</u>
K 5 9 9 植込型除細動器移植術	
1 <u>心筋リードを用いるもの</u>	<u>31,510点</u>
2・3 (略)	
K 5 9 9 - 2 植込型除細動器交換術	
1 <u>心筋リードを用いるもの</u>	<u>7,200点</u>
2 <u>その他のもの</u>	<u>7,200点</u>
K 5 9 9 - 3 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	
1 <u>心筋電極の場合</u>	<u>35,200点</u>

K 5 7 1 ~ K 5 7 4 - 2 (略)	
(新設)	
K 5 7 5 ~ K 5 9 3 (略)	
K 5 9 4 不整脈手術	
1 ~ 3 (略)	
(新設)	
(新設)	
K 5 9 4 - 2 ~ K 5 9 7 - 4 (略)	
K 5 9 8 両心室ペースメーカー移植術	<u>31,510点</u>
(新設)	
(新設)	
K 5 9 8 - 2 両心室ペースメーカー交換術	<u>5,000点</u>
(新設)	
(新設)	
K 5 9 9 植込型除細動器移植術	
(新設)	
<u>1・2 (略)</u>	
K 5 9 9 - 2 植込型除細動器交換術	<u>7,200点</u>
(新設)	
(新設)	
K 5 9 9 - 3 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	<u>35,200点</u>
(新設)	

2 <u>経静脈電極の場合</u>	35,200点	(新設)	
注 (略)		注 (略)	
K 5 9 9 - 4 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術		K 5 9 9 - 4 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	7,200点
1 <u>心筋電極の場合</u>	7,200点	(新設)	
2 <u>経静脈電極の場合</u>	7,200点	(新設)	
注 (略)		注 (略)	
K 5 9 9 - 5 ~ K 6 0 4 (略)		K 5 9 9 - 5 ~ K 6 0 4 (略)	
K 6 0 4 - 2 植込型補助人工心臓 (非拍動流型)		K 6 0 4 - 2 植込型補助人工心臓 (非拍動流型)	
1 ~ 3 (略)		1 ~ 3 (略)	
4 91日目以降 (1日につき)	1,800点	4 91日目以降 (1日につき)	1,500点
K 6 0 5 (略)		K 6 0 5 (略)	
K 6 0 5 - 2 同種心移植術	(略)	K 6 0 5 - 2 同種心移植術	(略)
注 1 (略)		注 (略)	
2 <u>抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。</u>		(新設)	
K 6 0 5 - 3 (略)		K 6 0 5 - 3 (略)	
K 6 0 5 - 4 同種心肺移植術	(略)	K 6 0 5 - 4 同種心肺移植術	(略)
注 1 (略)		注 (略)	
2 <u>抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。</u>		(新設)	
K 6 0 5 - 5 (略)		K 6 0 5 - 5 (略)	
(動脈)		(動脈)	
K 6 0 6 (略)		K 6 0 6 (略)	
K 6 0 7 血管結紮術		K 6 0 7 血管結紮術	
1 (略)		1 (略)	
2 その他のもの	4,500点	2 その他のもの	3,750点
K 6 0 7 - 2 血管縫合術 (簡単なもの)	3,760点	K 6 0 7 - 2 血管縫合術 (簡単なもの)	3,130点
K 6 0 7 - 3 ・ K 6 0 8 (略)		K 6 0 7 - 3 ・ K 6 0 8 (略)	

K 6 0 8 - 2	削除		K 6 0 8 - 2	外シャント血栓除去術	1,680点
K 6 0 8 - 3	~K 6 1 0 - 2	(略)	K 6 0 8 - 3	~K 6 1 0 - 2	(略)
K 6 1 0 - 3	削除		K 6 1 0 - 3	内シャント又は外シャント設置術	18,080点
K 6 1 0 - 4	~K 6 1 1	(略)	K 6 1 0 - 4	~K 6 1 1	(略)
K 6 1 2	末梢動静脈瘻造設術		K 6 1 2	末梢動静脈瘻造設術	
	1	内シャント造設術		1	静脈転位を伴うもの
		イ 単純なもの			(新設)
		ロ 静脈転位を伴うもの			(新設)
	2	(略)		2	(略)
K 6 1 3	~K 6 1 6 - 3	(略)	K 6 1 3	~K 6 1 6 - 3	(略)
K 6 1 6 - 4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術		K 6 1 6 - 4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	18,080点
	1	初回			(新設)
	2	1の実施後3月以内に実施する場合			(新設)
	注	(略)		注	(略)
K 6 1 6 - 5	(略)		K 6 1 6 - 5	(略)	
K 6 1 6 - 6	経皮的下肢動脈形成術	24,270点		(新設)	
	注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。			
		(静脈)			(静脈)
K 6 1 7	(略)		K 6 1 7	(略)	
K 6 1 7 - 2	大伏在静脈抜去術	10,200点	K 6 1 7 - 2	大伏在静脈抜去術	11,020点
K 6 1 7 - 3	(略)		K 6 1 7 - 3	(略)	
K 6 1 7 - 4	下肢静脈瘤血管内焼灼術	10,200点	K 6 1 7 - 4	下肢静脈瘤血管内焼灼術	14,360点
	注	(略)		注	(略)
K 6 1 7 - 5	(略)		K 6 1 7 - 5	(略)	
K 6 1 7 - 6	下肢静脈瘤血管内塞栓術	14,360点		(新設)	
K 6 1 8	~K 6 2 3 - 2	(略)	K 6 1 8	~K 6 2 3 - 2	(略)
		(リンパ管、リンパ節)			(リンパ管、リンパ節)
K 6 2 4	~K 6 2 7	(略)	K 6 2 4	~K 6 2 7	(略)
K 6 2 7 - 2	腹腔鏡下リンパ節群郭清術		K 6 2 7 - 2	腹腔鏡下骨盤内リンパ節群郭清術	41,090点
	1	後腹膜			(新設)
		40,670点			

<u>2</u> 傍大動脈	35,500点
<u>3</u> 骨盤	41,090点
<u>注</u> 1及び3については泌尿器がん(1については精巣がんに限る。)から、2については子宮体がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 7 - 3 ~ K 6 2 8 (略)	
第9款 腹部	
区分	
(腹壁、ヘルニア)	
K 6 2 9 ~ K 6 3 4 (略)	
(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)	
K 6 3 5 ~ K 6 3 5 - 3 (略)	
K 6 3 6 試験開腹術	6,660点
K 6 3 6 - 2 ダメージコントロール手術	12,340点
K 6 3 6 - 3 ~ K 6 4 5 (略)	
(胃、十二指腸)	
K 6 4 6 ~ K 6 5 2 (略)	11,530点
K 6 5 3 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
1・2 (略)	
<u>3</u> 早期悪性腫瘍十二指腸粘膜下層剥離術	21,370点
<u>4・5</u> (略)	
K 6 5 3 - 2 ~ K 6 5 4 - 2 (略)	
K 6 5 4 - 3 腹腔鏡下胃局所切除術	
1 内視鏡処置を併施するもの	28,500点
2 (略)	
<u>K 6 5 4 - 4 腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)</u>	30,000点
K 6 5 5 ~ 6 6 8 - 2 (略)	
(胆嚢、胆道)	

(新設)	
(新設)	
(新設)	
K 6 2 7 - 3 ~ K 6 2 8 (略)	
第9款 腹部	
区分	
(腹壁、ヘルニア)	
K 6 2 9 ~ K 6 3 4 (略)	
(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)	
K 6 3 5 ~ K 6 3 5 - 3 (略)	
K 6 3 6 試験開腹術	5,550点
K 6 3 6 - 2 ダメージコントロール手術	11,240点
K 6 3 6 - 3 ~ K 6 4 5 (略)	
(胃、十二指腸)	
K 6 4 6 ~ K 6 5 2 (略)	
K 6 5 3 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
1・2 (略)	
(新設)	
<u>3・4</u> (略)	
K 6 5 3 - 2 ~ K 6 5 4 - 2 (略)	
K 6 5 4 - 3 腹腔鏡下胃局所切除術	
1 内視鏡処置を併施するもの	26,500点
2 (略)	
(新設)	
K 6 5 5 ~ 6 6 8 - 2 (略)	
(胆嚢、胆道)	

K 6 6 9 ~ K 6 7 6 (略)

K 6 7 7 胆管悪性腫瘍手術

1 (略)

2 臍頭十二指腸切除及び血行再建を伴うもの 104,800点

3 (略)

K 6 7 7 - 2 ~ K 6 8 4 - 2 (略)

K 6 8 5 内視鏡的胆道結石除去術

1・2 (略)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。

K 6 8 6 内視鏡的胆道拡張術 (略)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。

K 6 8 7 内視鏡的乳頭切開術

1・2 (略)

3 胆道鏡下結石破碎術を伴うもの 31,700点

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。

K 6 8 8 内視鏡的胆道ステント留置術 (略)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。

K 6 8 9・K 6 8 9 - 2 (略)

(肝)

K 6 9 0 肝縫合術 19,140点

K 6 9 1 ~ K 6 9 4 (略)

K 6 9 5 肝切除術

K 6 6 9 ~ K 6 7 6 (略)

K 6 7 7 胆管悪性腫瘍手術

1 (略)

(新設)

2 (略)

K 6 7 7 - 2 ~ K 6 8 4 - 2 (略)

K 6 8 5 内視鏡的胆道結石除去術

1・2 (略)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

K 6 8 6 内視鏡的胆道拡張術 (略)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

K 6 8 7 内視鏡的乳頭切開術

1・2 (略)

(新設)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

K 6 8 8 内視鏡的胆道ステント留置術 (略)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

K 6 8 9・K 6 8 9 - 2 (略)

(肝)

K 6 9 0 肝縫合術 17,400点

K 6 9 1 ~ K 6 9 4 (略)

K 6 9 5 肝切除術

1 部分切除	
イ 単回の切除によるもの	38,040点
ロ 複数回の切除を要するもの	43,340点
2～7 (略)	
注 (略)	
K 6 9 5 - 2 腹腔鏡下肝切除術	
1 部分切除	
イ 単回の切除によるもの	58,680点
ロ 複数回の切除を要するもの	63,680点
2～6 (略)	
K 6 9 6 ~ K 6 9 7 - 2 (略)	
K 6 9 7 - 3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 <small>（一連として）</small>	
1・2 (略)	
注 <u>フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。</u>	
K 6 9 7 - 4 (略)	
K 6 9 7 - 5 生体部分肝移植術 (略)	
注 1～2 (略)	
3 <u>抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。</u>	
K 6 9 7 - 6 (略)	
K 6 9 7 - 7 同種死体肝移植術 (略)	
注 1 (略)	
2 <u>抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。</u>	
(<small>すい</small> 脾)	
K 6 9 8 ~ K 7 0 0 - 3 (略)	
K 7 0 1 <small>すい</small> 脾破裂縫合術	24,280点

1 部分切除	39,040点
(新設)	
(新設)	
2～7 (略)	
注 (略)	
K 6 9 5 - 2 腹腔鏡下肝切除術	
1 部分切除	59,680点
(新設)	
(新設)	
2～6 (略)	
K 6 9 6 ~ K 6 9 7 - 2 (略)	
K 6 9 7 - 3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 <small>（一連として）</small>	
1・2 (略)	
(新設)	
K 6 9 7 - 4 (略)	
K 6 9 7 - 5 生体部分肝移植術 (略)	
注 1～2 (略)	
(新設)	
K 6 9 7 - 6 (略)	
K 6 9 7 - 7 同種死体肝移植術 (略)	
注 (略)	
(新設)	
(<small>すい</small> 脾)	
K 6 9 8 ~ K 7 0 0 - 3 (略)	
K 7 0 1 <small>すい</small> 脾破裂縫合術	22,080点

K 7 0 2 ・ K 7 0 2 - 2	(略)	
K 7 0 3	腭頭部腫瘍切除術	
1	腭頭十二指腸切除術の場合	81,620点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存腭頭切除術の場合	86,810点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	86,810点
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	131,230点
K 7 0 3 - 2	腹腔鏡下腭頭部腫瘍切除術	
1	腭頭十二指腸切除術の場合	158,450点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	173,640点
K 7 0 4	(略)	
K 7 0 5	腭嚢胞胃（腸）バイパス術	
1	内視鏡によるもの	13,820点
2	開腹によるもの	31,310点
K 7 0 6 ~ K 7 0 9 - 2	(略)	
K 7 0 9 - 3	同種死体腭移植術	(略)
注 1	臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 10 4 号）第 6 条第 2 号に規定する脳死した者の身体から採取された腭を除く死体腭を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000 点を所定点数に加算する。	
2	腭移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
3	抗 H L A 抗体検査を行う場合には、抗 H L A 抗体検査加算として、4,000 点を所定点数に加算する。	
K 7 0 9 - 4	(略)	
K 7 0 9 - 5	同種死体腭腎移植術	(略)
注 1	臓器の移植に関する法律第 6 条第 2 号に規定	

K 7 0 2 ・ K 7 0 2 - 2	(略)	
K 7 0 3	腭頭部腫瘍切除術	
1	腭頭十二指腸切除術の場合	78,620点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存腭頭切除術の場合	83,810点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	83,810点
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	128,230点
K 7 0 3 - 2	腹腔鏡下腭頭十二指腸切除術	158,450点
	(新設)	
	(新設)	
K 7 0 4	(略)	
K 7 0 5	腭嚢胞胃（腸）吻合術	31,310点
	(新設)	
	(新設)	
K 7 0 6 ~ K 7 0 9 - 2	(略)	
K 7 0 9 - 3	同種死体腭移植術	(略)
	(新設)	
注	腭移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	(新設)	
K 7 0 9 - 4	(略)	
K 7 0 9 - 5	同種死体腭腎移植術	(略)
	(新設)	

する脳死した者の身体から採取された^{すい}膵腎を除く死体膵腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。

2 膵腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

3 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。

K 7 0 9 - 6 同種死体膵島移植術 56,490点

注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取された膵島を除く死体膵島を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。

2 膵島移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

3 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。

4 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

(脾)

K 7 1 0 脾縫合術 (部分切除を含む。) 26,810点

K 7 1 0 - 2 腹腔鏡下脾固定術 30,070点

K 7 1 1 脾摘出術 34,130点

K 7 1 1 - 2 (略)

K 7 1 2 破裂腸管縫合術 11,400点

K 7 1 3 ~ K 7 1 5 - 2 (略)

K 7 1 6 小腸切除術

1 複雑なもの 34,150点

2 その他のもの 15,940点

K 7 1 6 - 2 腹腔鏡下小腸切除術

注 ^{すい}膵腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
(新設)

(新設)

(脾)

K 7 1 0 脾縫合術 (部分切除を含む。) 24,410点

(新設)

K 7 1 1 脾摘出術 31,030点

K 7 1 1 - 2 (略)

K 7 1 2 破裂腸管縫合術 10,400点

K 7 1 3 ~ K 7 1 5 - 2 (略)

K 7 1 6 小腸切除術

1 悪性腫瘍手術以外の切除術 15,940点

2 悪性腫瘍手術 34,150点

K 7 1 6 - 2 腹腔鏡下小腸切除術

1 <u>複雑なもの</u>	37,380点	1 <u>悪性腫瘍手術以外の切除術</u>	31,370点
2 <u>その他のもの</u>	31,370点	2 <u>悪性腫瘍手術</u>	37,380点
K 7 1 6 - 3 (略)		K 7 1 6 - 3 (略)	
K 7 1 6 - 4 生体部分小腸移植術 (略)		K 7 1 6 - 4 生体部分小腸移植術 (略)	
注 1 ~ 2 (略)		注 1 ~ 2 (略)	
3 <u>抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。</u>		(新設)	
K 7 1 6 - 5 (略)		K 7 1 6 - 5 (略)	
K 7 1 6 - 6 同種死体小腸移植術 (略)		K 7 1 6 - 6 同種死体小腸移植術 (略)	
注 1 (略)		注 (略)	
2 <u>抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。</u>		(新設)	
K 7 1 7 ~ K 7 1 8 - 2 (略)		K 7 1 7 ~ K 7 1 8 - 2 (略)	
K 7 1 9 結腸切除術		K 7 1 9 結腸切除術	
1 ~ 3 (略)		1 ~ 3 (略)	
注 <u>人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、2,000点を所定点数に加算する。</u>		(新設)	
K 7 1 9 - 2 腹腔鏡下結腸切除術		K 7 1 9 - 2 腹腔鏡下結腸切除術	
1・2 (略)		1・2 (略)	
注 <u>人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。</u>		(新設)	
K 7 1 9 - 3 ~ K 7 1 9 - 5 (略)		K 7 1 9 - 3 ~ K 7 1 9 - 5 (略)	
K 7 1 9 - 6 <u>腹腔鏡下全結腸・直腸切除囊肛門吻合術</u>		(新設)	
	75,690点		
K 7 2 0 ~ K 7 2 1 - 4 (略)		K 7 2 0 ~ K 7 2 1 - 4 (略)	
K 7 2 2 小腸結腸内視鏡的止血術 (略)		K 7 2 2 小腸結腸内視鏡的止血術 (略)	
注 <u>バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バル</u>		(新設)	

ーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。

K 7 2 3・K 7 2 4 (略)	
K 7 2 5 腸瘻、虫垂瘻造設術	8,830点
K 7 2 5-2~K 7 3 1 (略)	
K 7 3 2 人工肛門閉鎖術	
1 (略)	
2 腸管切除を伴うもの	
イ 直腸切除術後のもの	34,280点
ロ その他のもの	28,210点
K 7 3 2-2 腹腔鏡下人工肛門閉鎖術 (悪性腫瘍に対する直腸切除術後のものに限る。)	40,450点
K 7 3 3~K 7 3 5 (略)	
K 7 3 5-2 小腸・結腸狭窄部拡張術 (内視鏡によるもの)	
	(略)
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、 <u>バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。</u>	
K 7 3 5-3~7 3 9-3 (略)	
K 7 4 0 直腸切除・切断術	
1 (略)	
2 低位前方切除術	71,300点
3 超低位前方切除術	73,840点
4 経肛門吻合を伴う切除術	82,840点
5 切断術	(略)
注 (略)	
K 7 4 0-2~K 7 4 2-2 (略)	
	(肛門、その周辺)
K 7 4 3 痔核手術 (脱肛を含む。)	
1 硬化療法	1,660点

K 7 2 3・K 7 2 4 (略)	
K 7 2 5 腸瘻、虫垂瘻造設術	7,360点
K 7 2 5-2~K 7 3 1 (略)	
K 7 3 2 人工肛門閉鎖術	
1 (略)	
2 腸管切除を伴うもの	28,210点
	(新設)
	(新設)
	(新設)
K 7 3 3~K 7 3 5 (略)	
K 7 3 5-2 小腸・結腸狭窄部拡張術 (内視鏡によるもの)	
	(略)
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。	
K 7 3 5-3~7 3 9-3 (略)	
K 7 4 0 直腸切除・切断術	
1 (略)	
2 低位前方切除術	66,300点
3 超低位前方切除術 (経肛門的結腸囊肛門吻合によるもの)	69,840点
	(新設)
4 切断術	(略)
注 (略)	
K 7 4 0-2~K 7 4 2-2 (略)	
	(肛門、その周辺)
K 7 4 3 痔核手術 (脱肛を含む。)	
1 硬化療法	1,380点

2～6 (略)

K 7 4 3 - 2 ~ K 7 4 6 - 2 (略)

K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、こう せんけい肛門尖圭コンジローム
切除術 1,250点

K 7 4 8 ~ K 7 5 3 (略)

第10款 尿路系・副腎

区分

(副腎)

K 7 5 4 ~ K 7 5 6 - 2 (略)

(腎、腎盂)

K 7 5 7 ~ K 7 7 5 (略)

K 7 7 5 - 2 経皮的腎(腎盂)瘻拡張術(一連につき)
6,000点

K 7 7 6 ~ K 7 7 9 - 3 (略)

K 7 8 0 同種死体腎移植術 (略)

注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。

2 (略)

3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。

K 7 8 0 - 2 生体腎移植術 (略)

注1～2 (略)

3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。

(尿管)

K 7 8 1 ~ K 8 2 3 - 5 (略)

2～6 (略)

K 7 4 3 - 2 ~ K 7 4 6 - 2 (略)

K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、こう せんけい肛門尖圭コンジローム
切除術 1,040点

K 7 4 8 ~ K 7 5 3 (略)

第10款 尿路系・副腎

区分

(副腎)

K 7 5 4 ~ K 7 5 6 - 2 (略)

(腎、腎盂)

K 7 5 7 ~ K 7 7 5 (略)

(新設)

K 7 7 6 ~ K 7 7 9 - 3 (略)

K 7 8 0 同種死体腎移植術 (略)

注1 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植腎の提供のために要する費用として、40,000点を加算する。

2 (略)

(新設)

K 7 8 0 - 2 生体腎移植術 (略)

注1～2 (略)

(新設)

(尿管)

K 7 8 1 ~ K 8 2 3 - 5 (略)

K 8 2 3 - 6	尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）	9,680点	(新設)	
	第11款 性器			第11款 性器
区分	(陰莖)		区分	(陰莖)
K 8 2 4	陰莖尖圭コンジローム切除術	1,360点	K 8 2 4	陰莖尖圭コンジローム切除術
K 8 2 5 ~ K 8 2 8 - 2	(略)		K 8 2 5 ~ K 8 2 8 - 2	(略)
	(陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)			(陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)
K 8 2 9 ~ K 8 3 7	(略)		K 8 2 9 ~ K 8 3 7	(略)
K 8 3 8	精索捻転手術		K 8 3 8	精索捻転手術
	1 対側の精巣固定術を伴うもの	8,230点		1 対側の精巣固定術を伴うもの
	2 その他のもの	7,910点		2 その他のもの
	(精囊、前立腺)			(精囊、前立腺)
K 8 3 9 ~ K 8 4 1	(略)		K 8 3 9 ~ K 8 4 1	(略)
K 8 4 1 - 2	経尿道的レーザー前立腺切除術		K 8 4 1 - 2	経尿道的レーザー前立腺切除術
	1 ホルミウムレーザー又は倍周波数レーザーを用いるもの	(略)		1 ホルミウムレーザーを用いるもの
	2 (略)			2 (略)
K 8 4 1 - 3 ~ K 8 4 3 - 4	(略)		K 8 4 1 - 3 ~ K 8 4 3 - 4	(略)
	(外陰、会陰)			(外陰、会陰)
K 8 4 4	バルトリン腺膿瘍切開術	940点	K 8 4 4	バルトリン腺膿瘍切開術
K 8 4 5 ~ K 8 4 7	(略)		K 8 4 5 ~ K 8 4 7	(略)
K 8 4 8	バルトリン腺膿瘍摘出術（造袋術を含む。）	3,310点	K 8 4 8	バルトリン腺膿瘍摘出術（造袋術を含む。）
				2,760点
K 8 4 9	女子外性器腫瘍摘出術	2,810点	K 8 4 9	女子外性器腫瘍摘出術
K 8 5 0 ~ K 8 5 1	(略)		K 8 5 0 ~ K 8 5 1	(略)
K 8 5 1 - 2	外陰・膣血腫除去術	1,920点	K 8 5 1 - 2	外陰・膣血腫除去術
K 8 5 1 - 3	(略)		K 8 5 1 - 3	(略)
	(膣)			(膣)
K 8 5 2 ~ K 8 5 4 - 2	(略)		K 8 5 2 ~ K 8 5 4 - 2	(略)
K 8 5 5	膣中隔切除術		K 8 5 5	膣中隔切除術

1 不全隔のもの	<u>1,510点</u>
2 (略)	
K 8 5 6 ~ K 8 5 6 - 3 (略)	
K 8 5 6 - 4 膣壁尖圭コンジローム切除術	<u>1,250点</u>
K 8 5 7 ~ K 8 6 0 - 2 (略)	
(子宮)	
K 8 6 1 子宮内膜搔爬術	<u>1,420点</u>
K 8 6 2 ~ K 8 6 5 - 2 (略)	
K 8 6 6 子宮頸管ポリープ切除術	<u>1,190点</u>
K 8 6 6 - 2 子宮腔部冷凍凝固術	<u>1,190点</u>
K 8 6 7 ~ K 8 7 2 - 2 (略)	
K 8 7 2 - 3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	
1 電解質溶液利用のもの	<u>6,630点</u>
2 その他のもの	<u>4,730点</u>
K 8 7 2 - 4 ・ K 8 7 2 - 5 (略)	
K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	
1 電解質溶液利用のもの	<u>19,000点</u>
2 その他のもの	<u>17,100点</u>
K 8 7 4 及び K 8 7 5 ~ K 8 8 4 (略)	
(子宮附属器)	
K 8 8 5 (略)	
K 8 8 5 - 2 経皮的卵巣嚢腫内容排除術	<u>1,620点</u>
K 8 8 6 ~ K 8 9 0 - 3 (略)	
(産科手術)	
K 8 9 1 ~ K 8 9 5 (略)	
K 8 9 6 会陰(膣壁)裂創縫合術(分娩時)	
1 筋層に及ぶもの	<u>1,980点</u>
2 肛門に及ぶもの	<u>5,560点</u>
3 ・ 4 (略)	
K 8 9 7 頸管裂創縫合術(分娩時)	<u>7,060点</u>

1 不全隔のもの	<u>1,260点</u>
2 (略)	
K 8 5 6 ~ K 8 5 6 - 3 (略)	
K 8 5 6 - 4 膣壁尖圭コンジローム切除術	<u>1,040点</u>
K 8 5 7 ~ K 8 6 0 - 2 (略)	
(子宮)	
K 8 6 1 子宮内膜搔爬術	<u>1,180点</u>
K 8 6 2 ~ K 8 6 5 - 2 (略)	
K 8 6 6 子宮頸管ポリープ切除術	<u>990点</u>
K 8 6 6 - 2 子宮腔部冷凍凝固術	<u>990点</u>
K 8 6 7 ~ K 8 7 2 - 2 (略)	
K 8 7 2 - 3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	<u>4,730点</u>
(新設)	
(新設)	
K 8 7 2 - 4 ・ K 8 7 2 - 5 (略)	
K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	<u>17,100点</u>
(新設)	
(新設)	
K 8 7 4 及び K 8 7 5 ~ K 8 8 4 (略)	
(子宮附属器)	
K 8 8 5 (略)	
K 8 8 5 - 2 経皮的卵巣嚢腫内容排除術	<u>1,490点</u>
K 8 8 6 ~ K 8 9 0 - 3 (略)	
(産科手術)	
K 8 9 1 ~ K 8 9 5 (略)	
K 8 9 6 会陰(膣壁)裂創縫合術(分娩時)	
1 筋層に及ぶもの	<u>1,650点</u>
2 肛門に及ぶもの	<u>4,630点</u>
3 ・ 4 (略)	
K 8 9 7 頸管裂創縫合術(分娩時)	<u>5,880点</u>

K 8 9 8 ~ K 9 0 0 - 2 (略)		K 8 9 8 ~ K 9 0 0 - 2 (略)	
K 9 0 1 子宮双手圧迫術 (大動脈圧迫術を含む。)	<u>2,950点</u>	K 9 0 1 子宮双手圧迫術 (大動脈圧迫術を含む。)	<u>2,460点</u>
K 9 0 2 ~ K 9 0 5 (略)		K 9 0 2 ~ K 9 0 5 (略)	
K 9 0 6 子宮頸管縫縮術		K 9 0 6 子宮頸管縫縮術	
1 マクドナルド法	<u>2,020点</u>	1 マクドナルド法	<u>1,680点</u>
2 (略)		2 (略)	
3 縫縮解除術 (チューブ抜去術)	<u>1,800点</u>	3 縫縮解除術 (チューブ抜去術)	<u>1,500点</u>
K 9 0 7 胎児外回転術	<u>800点</u>	K 9 0 7 胎児外回転術	<u>670点</u>
K 9 0 8 ~ K 9 1 0 - 3 (略)		K 9 0 8 ~ K 9 1 0 - 3 (略)	
<u>K 9 1 0 - 4 無心体双胎焼灼術 (一連につき)</u>	<u>40,000点</u>	(新設)	
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		(新設)	
<u>K 9 1 0 - 5 胎児輸血術 (一連につき)</u>	<u>13,880点</u>		
注 1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。			
2 臍帯穿刺の費用は、所定点数に含まれる。			
K 9 1 1 ~ K 9 1 2 (略)		K 9 1 1 ~ K 9 1 2 (略)	
K 9 1 3 新生児仮死蘇生術		K 9 1 3 新生児仮死蘇生術	
1 仮死第1度のもの	<u>1,010点</u>	1 仮死第1度のもの	<u>840点</u>
2 (略)		2 (略)	
(その他)		(その他)	
K 9 1 3 - 2 (略)		K 9 1 3 - 2 (略)	
第12款 削除		第12款 削除	
第13款 臓器提供管理料		第13款 臓器提供管理料	
区分		区分	
K 9 1 4 脳死臓器提供管理料	<u>40,000点</u>	K 9 1 4 脳死臓器提供管理料	<u>20,000点</u>
注 (略)		注 (略)	
K 9 1 5 (略)		K 9 1 5 (略)	
第2節 輸血料		第2節 輸血料	
区分		区分	
K 9 2 0 ~ K 9 2 1 (略)		K 9 2 0 輸血	

K 9 2 1 - 2 間葉系幹細胞採取（一連につき） 17,440点

（新設）

K 9 2 1 - 3 末梢血単核球採取（一連につき） 17,440点

（新設）

注 チサゲンレクルユーセルの投与を予定している患者に対して、末梢血単核球採取を行った場合に患者1人につき1回に限り算定する。

K 9 2 2 造血幹細胞移植

1～3 （略）

注1～4 （略）

5 同種移植における造血幹細胞移植者に係る骨髓採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定の費用は所定点数に含まれるものとする。

6～9 （略）

K 9 2 2 - 2 C A R 発現生 T 細胞投与（一連つき） 30,850点

（新設）

注1 チサゲンレクルユーセルを投与した場合に患者1人につき1回に限り算定する。

2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、26点を所定点数に加算する。

3 C A R 発現生 T 細胞投与に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

K 9 2 3～K 9 2 4 - 2 （略）

K 9 2 4 - 3 同種クリオプレシピテート作製術 600点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、同種クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。

第3節 手術医療機器等加算

区分

K 9 3 0 脊髓誘発電位測定等加算

1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合 3,630点

K 9 2 2 造血幹細胞移植

1～3 （略）

注1～4 （略）

5 造血幹細胞移植者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定の費用は所定点数に含まれるものとする。

6～9 （略）

（新設）

K 9 2 3～K 9 2 4 - 2 （略）

（新設）

第3節 手術医療機器等加算

区分

K 9 3 0 脊髓誘発電位測定等加算

1 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤^{りゅう}の手術に用いた場合 3,130点

2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合

3,130点

K931 (略)

K932 創外固定器加算 (略)

注 区分番号K046、K056-2、K058、
K073、K076、K078、K124-2、
K125、K180の3、K443、K444及
びK444-2に掲げる手術に当たって、創外固
定器を使用した場合に算定する。

K933～K935 (略)

K936 自動縫合器加算 (略)

注1 区分番号K488-4、K511、K513
、K514からK514-6まで、K517、
K522-3、K524-2、K524-3、
K525、K529からK529-3まで、K
531からK532-2まで、K552、K5
52-2、K645、K654-3の2、K6
55、K655-2、K655-4、K655
-5、K656-2、K657、K657-2
、K662、K662-2、K674、K67
4-2、K675の2からK675の5まで、
K677、K677-2、K680、K684
-2、K695の4からK695の7まで、
K695-2の4からK695-2の6まで、
K696、K697-4、K700からK700
-3まで、K702からK703-2まで、
K705の2、K706、K711-2、K71
6からK716-6まで、K719からK71
9-3まで、K719-5、K732の2、K
735、K735-3、K735-5、K73
9、K739-3、K740、K740-2、

2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合

2,500点

K931 (略)

K932 創外固定器加算 (略)

注 区分番号K046、K056-2、K058、
K073、K076、K078、K124-2、
K125、K180の3又はK443に掲げる手
術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定
する。

K933～K935 (略)

K936 自動縫合器加算 (略)

注1 区分番号K488-4、K511、K513
、K514、K514-2、K517、K52
2-3、K524-2、K524-3、K52
5、K529からK529-3まで、K531
からK532-2まで、K654-3の2から
K655-2まで、K655-4、K655-
5、K656-2、K657、K657-2、
K662、K662-2、K674、K674
-2、K675の2からK675の5まで、
K677、K677-2、K680、K695の
4からK695の7まで、K695-2の4か
らK695-2の6まで、K696、K700
からK700-3まで、K702からK703
-2まで、K705、K706、K711-2
、K716、K716-2、K719からK7
19-3まで、K719-5、K732の2、
K735、K735-3、K735-5、K7
39、K739-3、K740、K740-2
、K803からK803-3まで及びK817
の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使

K 8 0 3 から K 8 0 3 - 3 まで及び K 8 1 7 の 3 に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

2 (略)

K 9 3 6 - 2 自動吻合器加算 (略)

注 区分番号 K 5 2 2 - 3、K 5 2 5、K 5 2 9 から K 5 2 9 - 3 まで、K 5 3 1 から K 5 3 2 - 2 まで、K 6 4 5、K 6 5 5、K 6 5 5 - 2、K 6 5 5 - 4、K 6 5 5 - 5、K 6 5 7、K 6 5 7 - 2、K 7 0 2、K 7 0 3、K 7 1 9 の 3、K 7 1 9 - 2 の 2、K 7 1 9 - 3、K 7 3 9、K 7 4 0、K 7 4 0 - 2、K 8 0 3 から K 8 0 3 - 3 まで及び K 8 1 7 の 3 に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

K 9 3 6 - 3 ~ K 9 3 8 (略)

K 9 3 9 画像等手術支援加算

1 ナビゲーションによるもの (略)

注 区分番号 K 0 5 5 - 2、K 0 5 5 - 3、K 0 8 0 の 1、K 0 8 1 の 1、K 0 8 2 の 1、K 0 8 2 - 3 の 1、K 1 3 1 - 2、K 1 3 4 - 2、K 1 3 6、K 1 4 0 から K 1 4 1 - 2 まで、K 1 4 2 (6 を除く。)、K 1 4 2 - 2 の 1 及び 2 の イ、K 1 4 2 - 3、K 1 5 1 - 2、K 1 5 4 - 2、K 1 5 8、K 1 6 1、K 1 6 7、K 1 6 9 から K 1 7 2 まで、K 1 7 4 の 1、K 1 9 1 から K 1 9 3 まで、K 2 3 5、K 2 3 6、K 3 1 3、K 3 1 4、K 3 4 0 - 3 から K 3 4 0 - 7 まで、K 3 4 2、K 3 4 3、K 3 5 0 から K 3 6 5 まで、K 5 1 1 の 2、K 5 1 3 の 2 から 5 1 3 の 4 まで、K 5 1 4 の 2、K 5 1 4 - 2 の 2、K 6 9 5、K 6 9 5 - 2 並びに K 6 9

用した場合に算定する。

2 (略)

K 9 3 6 - 2 自動吻合器加算 (略)

注 区分番号 K 5 2 2 - 3、K 5 2 5、K 5 2 9 から K 5 2 9 - 3、K 5 3 1 から K 5 3 2 - 2 まで、K 6 5 5、K 6 5 5 - 2、K 6 5 5 - 4、K 6 5 5 - 5、K 6 5 7、K 6 5 7 - 2、K 7 0 2、K 7 0 3、K 7 1 9 の 3、K 7 1 9 - 2 の 2、K 7 1 9 - 3、K 7 3 9、K 7 4 0、K 7 4 0 - 2、K 8 0 3 から K 8 0 3 - 3 及び K 8 1 7 の 3 に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

K 9 3 6 - 3 ~ K 9 3 8 (略)

K 9 3 9 画像等手術支援加算

1 ナビゲーションによるもの (略)

注 区分番号 K 0 5 5 - 2、K 0 5 5 - 3、K 0 8 0 の 1、K 0 8 1 の 1、K 0 8 2 の 1、K 0 8 2 - 3 の 1、K 1 3 1 - 2、K 1 3 4 - 2、K 1 4 0 から K 1 4 1 - 2 まで、K 1 4 2 (6 を除く。)、K 1 4 2 - 3、K 1 5 1 - 2、K 1 5 4 - 2、K 1 5 8、K 1 6 1、K 1 6 7、K 1 6 9 から K 1 7 2 まで、K 1 7 4 の 1、K 1 9 1 から K 1 9 3 まで、K 2 3 5、K 2 3 6、K 3 1 3、K 3 1 4、K 3 4 0 - 3 から K 3 4 0 - 7 まで、K 3 4 2、K 3 4 3、K 3 4 9 から K 3 6 5 まで、K 5 1 1 の 2、K 5 1 3 の 2、K 5 1 4 の 2、K 5 1 4 - 2 の 2、K 6 9 5、K 6 9 5 - 2 及び K 6 9 7 - 4 に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行

7-4に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。

2～3 (略)

K939-2～K939-6 (略)

K939-7 レーザー機器加算

1～3 (略)

注1 (略)

2 1については、区分番号K406 (1に限る。)、K413 (1に限る。)、K421 (1に限る。)、K423 (1に限る。)及びK448に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

3・4 (略)

K939-8 超音波切削器加算 1,000点

注 区分番号K443、K444及びK444-2に掲げる手術に当たって、超音波切削器を使用した場合に算定する。

第4節・第5節 (略)

第11部 麻酔

通則

1～6 (略)

第1節 麻酔料

区分

L000・L001 (略)

L001-2 静脈麻酔

1・2 (略)

3 十分な体制で行われる長時間のもの (複雑な場合) 1,100点

注1・2 (略)

L002～L007 (略)

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

った場合に算定する。

2～3 (略)

K939-2～K939-6 (略)

K939-7 レーザー機器加算

1～3 (略)

注1 (略)

2 1については、K406 (1に限る。)、K413 (1に限る。)、K421 (1に限る。)、K423 (1に限る。)及びK448に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

3・4 (略)

(新設)

第4節・第5節 (略)

第11部 麻酔

通則

1～6 (略)

第1節 麻酔料

区分

L000・L001 (略)

L001-2 静脈麻酔

1・2 (略)

3 十分な体制で行われる長時間のもの (複雑な場合) 800点

注1・2 (略)

L002～L007 (略)

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔